

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の平成22年度年間保険料の計算方法と軽減のしくみについてお知らせします。



詳細

保険医療課医療給付係
市役所③番窓口
☎23-3331
(内線280・287)
大滝総合支所住民福祉課
☎68-6111
北海道後期高齢者医療
広域連合
☎011-290-5601



<保険料の計算方法>

均等割 1人当たりの額 44,192円	+	所得割 本人の所得 ^{*1} に応じた額 (平成21年中の所得 -33万円) × 10.28%	=	年間保険料^{*2} 限度額50万円
----------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

- ※1 前年収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を差引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。なお、遺族年金や障害年金はこの収入に含まみませんので、所得をゼロとして計算します。
- ※2 1年間の保険料を計算した結果、100円未満の端数は切り捨てます。また、月の途中で加入した場合は、加入月からの月割額になります。

今年度の保険料は、平成21年中の所得をもとに左記へ保険料の計算方法のとおり計算します。
なお、保険料額は、納付方法とともに6月に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

年間保険料の計算方法 (平成22年度)



表1 均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円かつ被保険者全員の年金収入が80万円以下で他の所得がない	9割	4,400円
33万円	8.5割	6,628円
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数)	5割	22,096円
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割	35,353円

後期高齢者医療制度に加入している方（被保険者）と住民票の世帯主の所得の合計額で判定し、左の表1に該当する方は、均等割が軽減されます。なお、65歳以上の方の公的年金などに係る所得については、15万円を差引いた額で判定します。

均等割の軽減

所得の低い方や後期高齢者医療制度加入前の健康保険の加入状況によって、保険料が軽減されます。

保険料の軽減



表2 保険料の納付期間（納入通知書）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
6月10日から 6月30日まで	7月10日から 8月2日まで	8月10日から 8月31日まで	9月10日から 9月30日まで	10月10日から 11月1日まで
第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
11月10日から 11月30日まで	12月10日から 12月27日まで	1月10日から 1月31日まで	2月10日から 2月28日まで	3月10日から 3月31日まで

表3 保険料の納付期間（年金からの支払い）

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
4月・6月・8月は仮徴収と呼ばれ、前年の所得が確定するまでは、仮計算された保険料を納めます。基本的には前年度の2月の年金で納めた額と同額となりますが、それぞれの月の仮徴収額となります。			10月・12月・2月は本徴収と呼ばれ、前年の所得が確定した後、年間保険料が計算され、仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて納めます。		

所得割の軽減

後期高齢者医療制度に加入している方（被保険者）個人の所得で判定します。平成21年中の所得から33万円を差引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

被用者保険の 被扶養者だった方の 保険料軽減

後期高齢者医療制度加入前に、いわゆるサラリーマンの健康保険（協会けんぽ健康保険や共済組合など）に加入しているご家族の被扶養者としてその健康保険に加入されていた方は所得割がかからず、均等割が9割軽減され、1年間の保険料が4千4百円になります。

保険料の納め方



保険料の納め方は、原則として「年金からの支払い」になります。ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「納入通知書」で納めていただくこととなります。

- 年金額が年間18万円未満の方
- 介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方。

なお、加入時期など手続きの関係で「年金からの支払い」までの間、「納入通知書」で納めていただく場合があります。

保険料の納め方を 変更できます

保険料を「年金からの支払い」で納付する方や「納入通知書」で納付する方は、申し出により口座振替に変更することができますので、次の書類を持参し、保険医療課医療給付係（市役所1階③番窓口）または大滝総合支所住民福祉課で手続きをしてください。

なお、申し出の時期で口座振替に変更できる時期が異なりますので、合わせてご相談ください。

必要書類

- 本人の保険証
- 振替口座の預金通帳とその届出印

保険料の納付期間



保険料を納入通知書で納付する方の今年度の納期は、**上表2**のとおりです。なお、口座振替をご利用の方は、各納期の最終日に振り替えます。また、保険料を年金からお支払いされる方は、年6回の年金定期払いの際に、自動的に保険料が納付されます。納期は**上表3**のとおりです。